松江市告示第 245 号

松江市地域資源を活用した地域活性化事業補助金交付要綱(令和3年松江市告示第255号) の一部を次のように改正する。

令和4年3月31日

松江市長 上 定 昭 仁

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げる規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

松江市地域資源を活用した地域活性化 事業**費**補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市の交付する松江市地域資源を活用 した地域活性化事業費補助金については、 松江市補助金等交付規則(平成17年松江市 規則第48号。以下「規則」という。)に規定 するもののほか、この要綱の定めるところ による。

(補助の対象等)

補助金の 松江市地域資源を活用した地域活 名称 性化<u>事業費</u>補助金 改正前

松江市地域資源を活用した地域活性化

事業 補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市の交付する松江市地域資源を活用 した地域活性化<u>事業</u>補助金については、 松江市補助金等交付規則(平成17年松江市 規則第48号。以下「規則」という。)に規定 するもののほか、この要綱の定めるところ による。

(補助の対象等)

第2条 補助金の名称、補助金交付の目的、補助金の交付対象である事務又は事業の内容、補助金の交付対象経費、補助金の交付の率又は金額、終期及び補助事業者の範囲は、次の表のとおりとし、予算の範囲内で交付するものとする。

補助金の 松江市地域資源を活用した地域活 名称 性化<u>事業</u>補助金

	略		略
補助金の	市内の農林水産業者が生産又は漁	補助金の	地域特産農林水産物の生産振興及
交付対象	獲した農林水産物のブランド化及	交付対象	びブランド化、新たな特産品開発
である事	び当該農林水産物を活用した特産	である事	その他地域活性化に資する事業
務又は事	品開発とする。	務又は事	
業の内容		業の内容	
補助対象	補助対象事業に係る次に掲げる経	補助金の	補助金交付対象事業に要する経費
<u> 経費</u>	費とする。	交付対象	
	(1) 報償費(講師、専門的技能	<u>経費</u>	
	等を有する協力者への謝金		
	<u>等)</u>		
	(2) 原材料費(苗代、資材費、		
	食材料費等)		
	(3) 消耗品費(文房具等の消耗		
	品費、コピー代等)		
	<u>(4)</u> 印刷製本費(ポスター、チ		
	ラシ、資料等の印刷費)		
	(5) 使用料及び賃借料(会場等		
	使用料、機器類の賃借料)		
	<u>(6)</u> 役務費(通信・運搬費、謝		
	金等の振込手数料)		
	(7) 委託料(専門的知識、技術		
	等を要する業務についての委		
	<u> </u>		
	(8) 旅費(講師、専門的技能等		
	を有する協力者への交通費)		
	(9) 食糧費(参加者への飲み物		
	<u>代等)</u>		
	<u>(10)</u> その他市長が必要と認め		
	<u>る経費</u>		
	<u>補助</u> 対象経費の2分の1の額(1,000	補助金の	<u>交付</u> 対象経費の2分の1の額(1,000

Li	1	ı	I	l I
交付の率	円未満切捨て)とし、		交付の率	円未満切捨て)とし、 <u>1事業当たり</u>
又は金額	100万円を上限とする。 <b>ただし、同</b>		又は金額	100万円を上限とする。
	一事業者への補助金の交付は、1			
	年度内に1回限りとする。			
終期	令和5年3月31日		終期	令和4年3月31日
補助事業	市内に住所を有する3名以上で組		補助事業	次の各号のいずれにも該当する
者の範囲	織する団体(規約、会則等により代		者の範囲	
	表者の定めがあるものに限る。)			
	であって、地域資源を活用し、地			地域資源を活用し、地
	域活性化に取り組む <u>もの</u> とする。			域活性化に取り組む <u>組織</u> とする。
	ただし、この補助金と同様の趣旨			<u>(1)</u> 3名以上で組織されている
	の他の補助金等の交付を受けてい			<u>こと。</u>
	るものを除く。			(2) 同様の趣旨の他の補助金
				<u>の交付を受けていないこと。</u>
<u>(実績報</u>	(実績報告)			
第3条 規則第12条第1項第3号に規定する補				
助事業等実績報告書に添付する市長が必				
要と認める書類は、領収書等補助対象経費				

**第3条** 略

附 則

**第4条** 略

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

の支払状況が確認できるものとする。